日本ケミコン株式会社定款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は日本ケミコン株式会社と称し、英文では、ＮＩＰＰＯＮ ＣＨＥＭＩ－ＣＯＮ ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ とする。

（目　的）

第２条　　当会社は下記の事業を営むことを目的とする。

１．各種コンデンサの製造・仕入・販売

２．電気機械器具およびその部品・素材の製造・仕入・販売

３．コンピュータ情報処理サービスおよびソフトウェアの開発

４．倉庫業および運送業

５．不動産の売買・貸借および管理運営

６．損害保険代理業

７．人材紹介および労働者派遣業

８．産業廃棄物処分業

９．前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は本店を東京都品川区におく。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は、３，９６１万３，２００株とする。

（自己の株式の取得）

第６条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条１．当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等につい

ては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条１．当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項および定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって､その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招　集）

第12条　　当会社の定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

（招集権者および議長）

第13条１．株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第14条１．株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第16条　　当会社は、取締役会を置く。

（員　数）

第17条　　当会社の取締役は１０名以内とする。

（選任方法）

第18条１．取締役は株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第19条１．取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会）

第20条１．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集し議長となる。

取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役

が招集し議長となる。

２.取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

３．取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（代表取締役等）

第21条１．当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長若干名を選定することができる。

（取締役会規程）

第22条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定契約）

第24条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　執行役員

（執行役員）

第25条１．当会社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

２．執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員制度規程に基づくものとする。

第６章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第26条　　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（員　数）

第27条　　当会社の監査役は４名以内とする。

（選任方法）

第28条１．監査役は株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第29条１．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第30条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会）

第31条１．監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。

ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

２．監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第32条　　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査

役会規程による。

（報酬等）

第33条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役の責任限定契約）

第34条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第35条　　当会社は会計監査人を置く。

（選任方法）

第36条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第37条１．会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第８章　計　　算

（事業年度）

第38条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第39条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。

（中間配当金）

第40条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第41条１．期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。